

欧州の有機農業大国イタリアを訪ねて



三菱UFJ リサーチ&コンサルティング
政策研究事業本部 国際研究室
江岸 伸

日本に住む私たちにとって、有機農業と聞くとどのようなイメージを持つでしょうか。体に良さそう、価格が高い、普通の農産品と何が違うかよく分からない・・・色々あると思いますが、まだまだ馴染みの薄い存在というのが多くの日本人にとっての共通認識ではないでしょうか。通常の有機農業の定義としては、できる限り自然に近い状態で行う環境負荷の少ない農法というのが一般的だと思います¹。

日本では2006年に有機農業に関する初めての本格的な法律である「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」が制定されましたが、その後の累次の政策的な取組に関わらず、国内の有機農業の普及は十分ではありません。事実、国際的な比較²において、日本の有機食品の市場規模（2014年）は約1,300億円であり、欧州の約3.7兆円（ドイツ：約1.1兆円、フランス：約6,800億円、英国：約3,200億円）や米国の約3.8兆円に比べて非常に小さなものとなっています。また、各国の農地に占める有機農業の面積割合（2014年）は、日本0.3%（有機JASのみ）、イタリア10.8%、ドイツ6.3%、フランス4.1%となっており、消費と生産の両面から見て我が国の有機農業への取組はまだ足踏み状態と言えます。

私は本年1月に有機栽培面積が欧州最大であるイタリアを訪れました。今後のグローバル経済下において日本農業の存続を目指す上で、その土地由来の特徴を活かす有機農業の促進は一つの重要な方策と言えます。そこで本稿ではイタリアの有機農業について、地域社会の歴史と文化と密接に結び付いた農業の在り方、それを支える政策的な支援についてご紹介したいと思います。

イタリアは欧州有数の農業大国

イタリアはよく知られるように国土が地中海に縦に伸びた長靴状の半島の国で、大小さまざまな島を合わせて国土面積30.1万km²程（日本の約8割）の国です。国の南北で気候が異なり、降水量の多い北部では水稲、軟質小麦、酪農が盛んで西欧型農業に近いのに対して、年間を通して高温で特に夏の降水量が少ない南部では硬質小麦、オリーブ、柑橘等の地中海型農業が盛んです。また、南部・島嶼部は北部に比べ零細農家が多いという特徴があります。日本とイタリアの農業をマクロデータで比較すると次のようになります。



出所：外務省 国・地域「イタリア共和国」

¹ 農林水産省「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」では、有機農業について「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう」と定義しています。
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO112.html>

² 農林水産省生産局農業環境対策課「有機農業の推進について」2017年
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/28yuuki-25.pdf>

農林水産業の地位 (2014年) (単位:億ドル、%)

	イタリア		日本	
	名目額	GDP 比	名目額	GDP 比
国内総生産 (GDP)	21,412	—	46,024	—
うち農林水産業	419	2.0	546	1.2
1人当たり GDP (ドル)	35,812		36,298	

出所:農林水産省 イタリアの農林水産業概況

農地の状況 (2013年) (単位:万 ha、%)

	イタリア		日本	
	面積	比率	面積	比率
国土全体	3,013	100.0	3,780	100.0
農用地	1,363	45.2	454	12.0
耕地 (除く永年作物地)	683	22.7	424	11.2
永年作物地	226	7.5	30	0.8
永年採草・放牧地	454	15.1	—	—

出所:農林水産省 イタリアの農林水産業概況

このように GDP や国土面積では日本がイタリアを上回っていますが、GDP に占める農林水産業の比率や農用地面積でイタリアが日本を上回っていることや国土面積に占める農用地の割合が非常に大きい (約 45%) ことから分かる通り、イタリアは非常に農業が盛んな国であります。事実、農業生産額は EU 内ではフランス、ドイツに次ぐ第 3 位で、EU 全体の 13% を占めます (2014 年)。EU 内のイタリア農業の特徴としては小規模零細経営の農家が多いという点が挙げられ、イタリアの一農家経営体あたりの平均経営面積 (2013 年) は 12ha であり、英国の 93.6ha、フランスの 58.7ha、ドイツの 58.6ha と比べると小さなものとなっています (ただし、日本の一農家経営体あたりの平均経営面積は 2.39ha で、農家規模はイタリアよりもさらに小さなものとなっています)³。

生活の中に根付くイタリアの有機農業

イタリアには歴史と文化、地域社会の繋がりを重視する伝統がありますが、この伝統は都市部だけでなく農村部にも当てはまります。つまり、ローマで今も数千年前の古代遺跡が市民によって大切に保存されてきているように、農村部においても先祖から受け継いだ土地の在来種や土壌を守り続けることに誇りを感じる農業者がイタリアには多くいます。そのため、農用地をできる限り自然に近い環境で利用しようとする有機農業はイタリアと親和性の高い農法と言えます。EU 内におけるイタリアの有機農法への厳格性は強固であり、近年はグリーンハウス等の施設栽培で土以外の人工基層による有機栽培も認めるべきと主張するオランダやデンマークに対して、イタリアは有機栽培を土壌生産に限定すべきと反対をしています。

このようなイタリア農業の生産と土地が密接に結び付いた特徴は、転じて農産品に付加価値を付けブランド化することに長けたイタリア農業の特性に繋がっています。イタリア国内では食品へ



訪問した農家が生産する牛乳の PDO (撮影:筆者)

³ 農林水産省の各国の農林水産業概況のページより。

の有機認証の他に良質の生産を証明する PGI⁴、PDO⁵と言われる表示の取得が非常に盛んで、一つの州だけで数百の PGI、PDO の登録が行われている場合もあります。

イタリア国内における有機食品の販売チャンネルは量販店や大型スーパーマーケットのシェアが圧倒的に大きく（合計 91.1%、2005-2006 年）⁶、イタリアの消費者にとって日常の食料品の購買行動の中で有機食品が有力な選択肢となっています。有機食品としては穀物、牛肉、ワイン、牛乳などさまざまな農産品に対して認証が行われますが、イタリアでは特に青果物に関する有機農業が盛んです。

有機農業を支える政策的支援

現在に至るイタリア有機農業の伸長の背景には、イタリアの文化的要因と共に EU の欧州共通農業政策（Common Agricultural Policy、以下 CAP）による 1993 年から始まった有機農業分野に対する補助金投入を通じた政策誘導の効果も大きかったと指摘されます⁷。EU による政策誘導の効果により、当初（1993 年）70,674ha から始まったイタリアの有機認証面積はピーク時（2001 年）には 1,237,640ha まで増え、その間平均して前年対比 55.8%の拡大を示しました⁸。この有機農業への集中的な支援は 2001 年に打ち切られましたが、現在も CAP では引き続き有機農業に対する優遇・奨励が行われており、CAP の中で第 1 の柱と呼ばれる農家への所得政策では有機農業を行うこと自体が直接支払の補助金受給要件の一部免除となり、また第 2 の柱の農村振興政策と呼ばれる構造政策では有機農業経営に対する充実した支援が用意されています。

今後の課題と動き～日本との関係～

農林水産省が公表する資料⁹によると、我が国の農地に占める有機農業の面積割合は 2009 年から 2015 年の間で前年対比平均 1.6%増に止まっており、政府の取組に関わらず有機農業の普及および推進は十分に実現できていません。農林水産省は同資料の中で有機農業の普及および推進の目標（おおむね 30 年度）として以下の目標を掲げています。

- ① 我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）
- ② 有機農業の技術体系の確立
- ③ 有機農業の普及指導体制の整備（全都道府県）
- ④ 有機農業に対する消費者の理解の増進（有機農業の取組内容を知る消費者の割合が 50%以上）
- ⑤ 有機農業に関する推進体制の整備（全都道府県と 50%以上の市町村）

我が国とイタリアの有機農業を比較の観点から見れば、特に⑤についてはイタリアでは州レベルで農家や地方自治体が有機農業の推進に積極的なため、現場レベルの体制整備が遅れている日本にとって参考となる点も多いと思われます。

⁴ Protected Geographical Indication（地理的表示保護）、JETRO より。

⁵ Protected Designation of Origin（原産地呼称保護）、JETRO より。

⁶ 李哉法・岩元和泉・豊智行「小売主導により進むイタリアの有機農産物マーケットの特徴—オープン・マーケットが有機農業の成長に与える影響—」『農業市場研究』第 22 巻第 2 号（通巻 86 号）、2013 年

⁷ 山内一久・仙北富志和「イタリア有機農業の動向」『酪農学園大学紀要. 人文・社会科学編』33（2）、pp.171-178、2009 年

⁸ 6 と同じ。

⁹ 農林水産省生産局農業環境対策課「有機農業の推進について」2017 年
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/28yuuki-25.pdf>

また、近年の EU では有機食品の需要の伸びが生産の伸びを上回っており、EU 域内で需要を賄えない分については EU 域外からの輸入に頼る状況となっています。この点で、アフリカや東欧諸国から EU に輸出される有機食品の第三国認証の扱いは EU にとって品質面から悩みの種であり、今後新たに EU が定める厳格な認証基準が適用される予定です。幸い我が国の有機認証に関しては対 EU 輸出で制度変更の影響を受けることはありません。ただし、近年 EU ではイタリアが 2011 年に定めた有機農産品に関する厳格ルール（有機農産品 1 キログラムあたり 0.01 ミリグラム以上＝0.001%（加工品は除く）の禁止残留物質が検出された場合に出荷が禁止されるルール）を EU 全体の統一基準値として導入するかについてそのレベルも含め議論されており、その動向次第では日本を含む第三国からの輸入に影響を与えるため、EU による第三国との有機製品の取扱には今後とも注視が必要と言えます。

<執筆者略歴>

京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科博士後期課程単位取得。コンサルティング会社にて日本企業の海外進出支援に従事後、2015 年より現職。